

賓日館条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 30 号

賓日館条例の全部を改正する条例

賓日館条例(平成 17 年伊勢市条例第 149 号)の全部を次のように改正する。

(設置)

第 1 条 地域振興を図るとともに、市民の文化水準の向上に資するため、賓日館を設置する。

(位置)

第 2 条 賓日館は、伊勢市二見町茶屋 566 番地 2 に置く。

(指定管理者による管理)

第 3 条 市長は、賓日館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に賓日館の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 賓日館の利用の許可に関する業務
- (2) 賓日館の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、賓日館の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開館時間)

第 5 条 賓日館の開館時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第 6 条 賓日館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日となるときは、その翌日とする。）
 - (2) 郷土資料の収集、展示、保管等の作業のため、開館できないと指定管理者が認め、市長が承認した日
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認める場合は、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

（利用の許可）

第7条 寶日館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の許可に際し必要な条件を付することができる。

（入館又は利用の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館者にとっては入館を拒否し、又は退館を命ずるものとし、前条の許可を受けようとする者にとっては同条の規定による許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合
- (3) 長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められる場合
- (4) 展示資料又は施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる場合
- (5) 寶日館の管理上必要な指示に従わない場合
- (6) 営利を目的として商品の販売又は展示即売をする場合
- (7) その他指定管理者が不相当と認める場合

（行為の禁止）

第9条 入館者及び第7条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）

は、賓日館内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 秩序を乱し、又は風俗を害する行為をすること。
- (2) 施設、備品、郷土資料等を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者が不相当と認める行為をすること。

（入館者及び利用者の義務）

第10条 入館者及び利用者は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに指定管理者の指示に従わなければならない。

（入館及び利用の制限）

第11条 入館者及び利用者が前2条の規定に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は管理上必要があると認めるときは、指定管理者は、入館及び利用を禁止し、若しくは制限し、又は退館させることができる。

（入館料）

第12条 賓日館を観覧するために入館しようとする者は、入館料を納付しなければならない。

- 2 既納の入館料は、還付しない。
- 3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。

（利用料金）

第13条 賓日館を利用しようとする者は、利用料金を納付しなければならない。

- 2 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 利用者の責めに帰することができない理由で利用できなかったとき。

(2) 利用期日前日までに利用許可の取消しを届け出た場合で指定管理者が相当の理由があると認めたととき。

(利用料金の減免)

第 14 条 指定管理者は、国、地方公共団体及びこれに準ずる団体等が利用する場合で、指定管理者が特に必要があると認めたとときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(入館料及び利用料金の額)

第 15 条 入館料及び利用料金の額は、それぞれ別表第 1 及び別表第 2 に掲げる額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

3 市長は、指定管理者に入館料及び利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(原状回復義務)

第 16 条 利用者は、貸日館の利用を終えたとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第 17 条 入館者及び利用者が施設、備品、郷土資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の賓日館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1 (第 15 条関係)

入 館 者	単 位	入 館 料
大人	1 回	300 円
小人 (小中高)	1 回	150 円
20 人以上の団体		上記定額料金 × 80%

別表第 2 (第 15 条関係)

利用者	室 名	室 数	単 位	利用料金	照明設備利用料金 (1 時間当たり)
伊勢市民	大 広 間	1	1 日	15,000 円	450 円
	中 広 間	2		7,500 円	300 円
	旧客室等	6		2,250 円	150 円
伊勢市民 でない者	大 広 間	1	1 日	20,000 円	450 円
	中 広 間	2		10,000 円	300 円
	旧客室等	6		3,000 円	150 円

備考

- 1 利用時間が 4 時間未満のときは、1 日の利用料金の 50% とする。
- 2 冷暖房利用のときは、それぞれの利用料金に利用料金の 60% を加算する。

サンライフ伊勢条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 31 号

サンライフ伊勢条例の一部を改正する条例

サンライフ伊勢条例（平成 17 年伊勢市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条を第 22 条とする。

第 17 条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「第 7 条」を「第 11 条」に改め、同条を第 21 条とする。

第 16 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 20 条とする。

第 15 条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 19 条とする。

第 14 条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「第 7 条」を「第 11 条」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 18 条とする。

第 13 条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 17 条とする。

第 12 条見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第 16 条とする。

第 11 条見出しを「（利用料金の還付）」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 15 条とする。

第 10 条見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第 14 条とする。

第 9 条見出しを「（利用料金）」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも同様と

する。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第9条を第13条とする。

第8条見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第7条見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第11条とする。

第6条見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第10条とする。

第5条見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第4条見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第3条の次に次の4条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、サンライフ伊勢の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にサンライフ伊勢の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業を行うために必要な業務
- (2) サンライフ伊勢の利用の許可に関する業務
- (3) サンライフ伊勢の維持管理に関する業務

- (4) 前3号に掲げるもののほか、サンライフ伊勢の管理に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開館時間)

第6条 サンライフ伊勢の開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、午前9時から午後5時まで

- (2) 前号に掲げる日以外の日は、午前9時から午後9時まで

(休館日)

第7条 サンライフ伊勢の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日以外の日に臨時に休館し、又は休館日に臨時に開館することができる。

- (1) 毎週火曜日

- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

別表中「(第8条、第9条関係)」を「(第12条、第13条関係)」に、「第4条」を「第8条」に、「使用者」を「利用者」に、「使用料」を「利用料金」に、「使用する」を「利用する」に、「使用時間」を「利用時間」に、「使用券」を「利用券」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前のサンライフ伊勢条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 32 号

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例

伊勢市立公民館条例（平成 17 年伊勢市条例第 184 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条を第 19 条とし、第 6 条から第 9 条までを 9 条ずつ繰り下げる。

第 5 条を削る。

第 4 条見出し中「使用」の次に「又は利用」を加え、同条第 1 項中「使用」の次に「又は利用（以下「使用等」という。）」を加え、同条第 2 項中「伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会等」に改め、同項ただし書を削る。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 使用者又は利用者は、公民館を使用等する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第 4 条を第 7 条とし、同条の次に次の 7 条を加える。

（使用等の制限）

第 8 条 教育委員会等は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用等を許可しない。

- (1) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 23 条の規定に違反すると認めるとき。
- (2) 公益、公安その他風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他教育委員会等が不相当と認めるとき。

（使用等の許可の取消し等）

第 9 条 教育委員会等は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用等の許可を取り消し、又は施設等の使用等を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 使用等の許可を受けた者(以下「使用者等」という。)が偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) 使用者等がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 前条の規定に該当する事由が発生したとき。
- (4) 天災その他の事由により利用できなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 公民館の使用等により、前項の規定による許可の取消しにより、利用の停止若しくは制限により損害が生じても、教育委員会等は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第 10 条 別表第 4 に掲げる公民館の利用に関し第 7 条第 2 項の規定により許可を受けた利用者は、指定管理者に当該公民館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第 4 に掲げる額の範囲内において、教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

3 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第 11 条 指定管理者は、公益上特別な事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第 12 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、使用者等の責めに帰さない事由により公民館の使用等ができなくなったときその他指定管理者

が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復義務）

第 13 条 使用者等は、公民館の使用等を終えたとき、又は使用等を停止されたとき、若しくは使用等の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償義務）

第 14 条 使用者等は、故意又は過失により公民館の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

第 3 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 4 条 伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、公民館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公民館の管理を行わせるものとする。ただし、別表第 1 に掲げる施設を除く。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公民館の利用の許可に関する業務
- (2) 公民館の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公民館の管理に関する事務のうち、市長又は教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

（休館日及び開館時間）

第 6 条 公民館の休館日及び開館時間は、別表第 3 のとおりとする。ただし、教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）が特

別の事由があると認めたときは、休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、指定管理者が休館日若しくは開館時間の変更又は臨時の休館をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

別表第 1 中「(第 2 条関係)」を「(第 2 条、第 4 条関係)」に改める。

別表第 2 中「、第 4 条」を削り、下小俣公民館の項の次に次の項を加える。

伊勢市立高畑公民館	伊勢市小俣町宮前 787 番地 3
-----------	-------------------

別表第 2 の次に次の 2 表を加える。

別表第 3 (第 6 条関係)

1 休館日

名称	休館日
伊勢市立高麗広公民館	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
伊勢市立二見公民館	月曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号)に規定する 休日並びに 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
伊勢市立小俣公民館	日曜日及び国民の祝日に関する法律に 規定する休日並びに 12 月 28 日から翌 年 1 月 4 日まで
伊勢市立下小俣公民館	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
伊勢市立高畑公民館	
伊勢市立御園公民館	
伊勢市立新高公民館	
伊勢市立高向公民館	

伊勢市立王中島公民館
伊勢市立新開公民館
伊勢市立上長屋公民館
伊勢市立中長屋公民館
伊勢市立下長屋公民館
伊勢市立上條公民館
伊勢市立小林公民館
伊勢市立上條公民館分館

2 開館時間

名 称	開館時間
伊勢市立高麗広公民館	午前 9 時から午後 9 時まで
伊勢市立二見公民館	午前 9 時から午後 10 時まで
伊勢市立小俣公民館	
伊勢市立下小俣公民館	
伊勢市立高畑公民館	
伊勢市立御園公民館	
伊勢市立新高公民館	
伊勢市立高向公民館	
伊勢市立王中島公民館	
伊勢市立新開公民館	
伊勢市立上長屋公民館	
伊勢市立中長屋公民館	
伊勢市立下長屋公民館	
伊勢市立上條公民館	

伊勢市立小林公民館	
伊勢市立上條公民館分館	

別表第 4（第 10 条関係）

名 称	利用料金	備 考
伊勢市立高麗広公民館	4,000 円	備品利用料金及び光熱水費含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市立公民館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 33 号

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例

伊勢市学習等供用施設条例（平成 17 年伊勢市条例第 187 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第 3 条 伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせるものとする。ただし、小俣北部公民館は、教育委員会が管理する。

第 11 条を第 15 条とし、第 10 条を削り、第 9 条を第 14 条とし、第 8 条を第 13 条とする。

第 7 条中「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条を第 9 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（利用料金等）

第 10 条 第 6 条の規定により許可を受けた利用者は、教育委員会等に当該施設の利用に係る使用料又は料金（以下「利用料金等」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、1 日 47,000 円を限度額とし、その範囲内において、教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

3 小俣北部公民館の使用料は、次の表に掲げる額とする。

区分 施設の 名称	使用料				冷暖房使用料	
	午前 9 時～午 後 0 時 30 分	午後 1 時～午 後 4 時 30 分	午後 6 時 30 分 ～午後 10 時	超過等 1 時間 につき	1 回	超過等 1 時間 につき
集会室	2,500	2,500	3,000	800	3,900	1,200
学習室 1	700	700	900	200	1,200	400
学習室 2	700	700	900	200	1,200	400
学習室 3	700	700	900	200	1,200	400

4 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金等の減免)

第 11 条 教育委員会等は、公益上特別な事由があると認めるときは、利用料金等を減額し、又は免除することができる。

(利用料金等の還付)

第 12 条 既納の利用料金等は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により施設の利用ができなくなったときその他教育委員会等が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第 6 条中「第 10 条第 2 項の規定」を「この条例」に、「管理規則」を「規則」に、「第 4 条」を「第 6 条」に、「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条を第 8 条とする。

第 5 条中「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条を第 7 条とする。

第 4 条中「教育委員会」を「教育委員会等」に改め、同条を第 6 条とする。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、施設の管理に関する事務のうち、市長
又は教育委員会のみ の権限に属する事務を除く業務

(利用時間)

第 5 条 施設の利用時間は、午前 8 時から午後 10 時までとする。ただし、教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）が特別の事由があると認めるときは、これを変更することができる。この場合において、指定管理者が変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市学習等供用施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 34 号

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例の全部を改正する条例

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例（平成 17 年伊勢市条例第 192 号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第 1 条 伊勢市古市参宮街道（岡本 1 丁目地内から宇治浦田 2 丁目地内に至る市道外宮内宮線沿線をいう。）の歴史、民俗等に関する歴史的資料等文化遺産（以下「参宮街道資料」という。）を収集し、保存し、展示するとともに、伝統芸能の伝承等、郷土文化の振興に寄与するため、伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館（以下「参宮街道資料館」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 参宮街道資料館は、伊勢市中之町 69 番地に置く。

（事業）

第 3 条 参宮街道資料館は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 参宮街道資料の収集、保存、展示等に関する事。
- (2) 入館者に対する説明、指導及び助言に関する事。
- (3) 地域住民の福祉、文化等の向上に関する事。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第 4 条 教育委員会は、参宮街道資料館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に参宮街道資料館の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条に規定する事業を行うために必要な業務
- (2) 参宮街道資料館の利用の許可に関する業務
- (3) 参宮街道資料館の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、施設の管理に関する事務のうち、市長又は教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

(開館時間)

第 6 条 参宮街道資料館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 展示室 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- (2) 研修室 午前 9 時から午後 9 時まで

(休館日)

第 7 条 参宮街道資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 毎週月曜日 (その日が国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。) 第 2 条に定める休日のときは、その翌日)
- (2) 祝日法第 2 条に規定する休日の翌日 (その日が日曜日のときは、その翌日)
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

(利用の許可)

第 8 条 研修室を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、展示室に入館しようとする者にあつては、この限りでない。

3 指定管理者は、施設の管理上必要があるときは、第 1 項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第 9 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、展示室又は研修室の利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 参宮街道資料館の管理上支障があると認められるとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第 10 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室の利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限し、若しくは研修室の利用の許可に付した条件を変更することができる。

(1) 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 前条の規定に該当する事由が発生したとき。

(4) 天災その他の事由により利用できなくなったとき。

- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。
- 2 研修室の利用により、前項の規定による許可の取消しにより、利用の停止若しくは制限により、又は利用の許可に付した条件の変更により損害が生じても、教育委員会及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(利用料金)

第11条 利用者は、指定管理者に研修室の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 教育委員会は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、公益上特別な事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により研修室の利用ができなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第 14 条 利用者は、許可を受けた目的以外に研修室を利用することができない。

2 利用者は、研修室を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

3 利用者は、研修室の利用に当たり、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 15 条 利用者は、その利用を終了したとき、又は第 10 条第 1 項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の停止若しくは制限を受けたときは、その利用をした研修室を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第 16 条 利用者その他参宮街道資料館に入館した者は、故意又は過失により参宮街道資料館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第 11 条関係）

伊勢古市参宮街道資料館利用料金

区分	午 前	午 後	夜 間	全 日	時間外又は 超過時間
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 21:00	1時間当たり
研修室	600円	800円	800円	2,000円	200円

（注） 冷暖房設備及び附属設備の利用料金については、教育委員会の承認を得て、指定管理者が別に定める。

伊勢河崎商人館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 35 号

伊勢河崎商人館条例の一部を改正する条例

伊勢河崎商人館条例(平成 17 年伊勢市条例第 193 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中「使用」を「利用」に改め、同条第 4 号を削る。

第 5 条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第 5 条 伊勢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、商人館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に商人館の管理を行わせるものとする。

第 16 条を第 21 条とする。

第 15 条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「第 10 条」を「第 13 条」に改め、同条を第 20 条とする。

第 14 条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「第 10 条」を「第 13 条」に改め、同条を第 19 条とする。

第 13 条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第 18 条とする。

第 12 条見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第 17 条とする。

第 11 条の次に次の 2 条を加える。

(利用料金の減免)

第 15 条 指定管理者は、公益上特別な事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第 16 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由により室等の利用ができなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第 11 条を第 14 条とし、同条を次のように改める。

(利用料金)

第 14 条 利用者は、指定管理者に室等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表第 1 に掲げる額の範囲内において、教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 第 9 条第 3 項及び第 4 項の規定は、利用料金について準用する。

第 10 条を第 13 条とし、同条を次のように改める。

(利用許可の取消し等)

第 13 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、室等の利用の許可を取り消し、又は室等の利用を停止し、若しくは制限し、若しくは室等の利用の許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 前条の規定に該当する事由が発生したとき。
- (4) 天災その他の事由により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

2 室等の利用により、前項の規定による許可の取消しにより、利用の停止若しくは制限により、又は利用の許可に付した条件の変更により損害が生じても、教育委員会及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合は、この限りでない。

第9条見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第12条とする。

第8条見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第7条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第6条中「管理受託者」を「指定管理者」に、「市長」を「教育委員会」に改め、同条を第9条とする。

第5条の次に次の3条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業を行うために必要な業務
- (2) 商人館の利用の許可に関する業務
- (3) 商人館の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、商人館の管理に関する事務のうち、市長又は教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務

(開館時間)

第7条 商人館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第 8 条 商人館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日のおときは、その翌日）

(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

別表第 1 中「、第 11 条関係」を「、第 14 条関係」に、「使用」を「利用」に、「管理受託者」を「指定管理者」に改め、「この表に定めるもののほか」の次に「、教育委員会の承認を得て」を加え、「使用者」を「利用者」に改める。

別表第 2 中「第 6 条関係」を「第 9 条関係」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊勢河崎商人館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 36 号

伊勢市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

伊勢市農村環境改善センター条例（平成 17 年伊勢市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条を削り、第 14 条を第 13 条とする。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市二見浦海水浴場施設条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 37 号

伊勢市二見浦海水浴場施設条例の一部を改正する条例

伊勢市二見浦海水浴場施設条例(平成 17 年伊勢市条例第 154 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 7 条の規定により施設の管理に関する業務を受託した者(以下「管理受託者」という。)に対し、その利用」を「別表に定めるその利用」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項を第 2 項とし、同条第 4 項中「管理受託者」を「市長」に、「必要があると認められる」を「特に必要があると認める」に改め、同項を第 3 項とし、同条第 5 項中「管理受託者は必要があると認められる」を「市長が特に必要があると認める」に改め、同項を第 4 項とし、同条第 6 項を削る。

第 7 条、第 8 条及び第 9 条を削り、第 10 条を第 7 条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市二見浦海水浴場施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 38 号

伊勢市体育施設条例の一部を改正する条例

伊勢市体育施設条例（平成 17 年伊勢市条例第 197 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を削り、第 12 条を第 11 条とし、第 13 条から第 15 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 39 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例(平成 17 年伊勢市条例第 101 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 条の見出しを「(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)」に改め、同条中「所得について同条第 4 項」を「所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第 4 項」に改め、「に限る。」の次に「以下「特定公的年金等控除額」という。」を加える。

附則第 9 条を附則第 13 条とし、附則第 4 条から附則第 8 条までを 4 条ずつ繰り下げ、附則第 3 条の次に次の 4 条を加える。

(平成 18 年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第 4 条 平成 18 年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、平成 17 年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成 16 年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 14 号)第 1 条の規定による改正前の所得税法第 35 条第 4 項に規定する公的年金等控除額(年齢 65 歳以上の者に係るものに限る。以下「旧所得税法による特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けたときにおける第 22 条の規定の適用については、前条の規定にかかわらず、第 22 条第 1 項第 1 号中「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額(」とあるのは「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 28 万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第 313 条第 3 項」とあるのは「地方税法第 313 条第 3 項」と、「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)」と

あるのは「所得税法」とする。

(平成 19 年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第 5 条 平成 19 年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、平成 18 年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成 16 年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第 22 条の規定の適用については、附則第 3 条の規定にかかわらず、第 22 条第 1 項第 1 号中「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額」とあるのは「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額(所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 22 万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第 313 条第 3 項」とあるのは「地方税法第 313 条第 3 項」と、「所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)」とあるのは「所得税法」とする。

(平成 18 年度における公的年金等所得に係る保険料の所得割の算定の特例)

第 6 条 平成 18 年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、平成 17 年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成 16 年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第 13 条第 1 項の規定の適用については、同項中「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額」とあるのは「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額(所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 13 万円を控除した額)」と、「同条第 2 項」とあるのは「地方税法第 314 条の 2 第 2 項」とする。

(平成 19 年度における公的年金等所得に係る保険料の所得割の算定の特例)

第 7 条 平成 19 年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、平成 18 年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成 16 年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第 13 条第 1 項の規定の適用については、同条第 1 項中「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額」とあるのは「第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 7 万円を控除した額）」と、「同条第 2 項」とあるのは「地方税法第 314 条の 2 第 2 項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の国民健康保険条例附則第 3 条から第 7 条までの規定は、平成 18 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 17 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第40号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例(平成17年伊勢市条例第209号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,000円」を「8,800円」に改め、同条第3項中「450円」を「433円」に改める。

第9条の2第2項第1号中「10万4,970円」を「10万4,590円」に改め、同項第2号中「5万6,950円」を「5万6,710円」に改め、同項3号中「5万2,490円」を「5万2,300円」に改め、同項第4号中「2万8,480円」を「2万8,360円」に改める。

別表第1中「12,470円」を「12,400円」に、「13,340円」を「13,300円」に、「10,740円」を「10,600円」に、「11,600円」を「11,500円」に、「9,000円」を「8,800円」に、「9,870円」を「9,700円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び第3項、第9条の2第2項並びに別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。)並びに平成18年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに平成18年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 41 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「17 万 6,000 円を加算した」を「16 万 8,000 円を加算した」に改める。

第 31 条第 2 項の表第 1 号中「資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 17 号に規定する資本積立金額又は同条第 17 号の 3 に規定する連結個別資本積立金額との合計額）」を「資本金等の額（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額）」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第 2 号から第 8 号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第 57 条中「第 10 号の 8」を「第 10 号の 7」に改める。

第 59 条中「第 10 号の 8」を「第 10 号の 7」に改める。

第 61 条第 9 項中「第 1 項から第 6 項まで」の次に「及び法第 349 条の 3 第 11 項」を加え、同条第 10 項中「前項」の次に「並びに法第 349 条の 3 第 11 項」を加える。

第 95 条中「2,743 円」を「3,064 円」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「35 万円を」を「32 万円を」に改める。

附則第 10 条の 2 第 3 項を削り、同条第 4 項中「附則第 16 条第 7 項」を附則第 16 条第 6 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 16 条第 8 項」を「附則第 16 条第 7 項」に改め、同項第 2 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 23 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条に次の 1 項を加える。

5 法附則第 16 条第 8 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 25 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出できなかった理由

附則第 10 条の 3 第 1 項中「(法附則第 16 条第 6 項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、前条第 3 項に規定する書類を含む。)」を削り、同項第 3 号中「、第 5 項又は第 6 項」を「又は第 5 項」に改める。

附則第 11 条の見出し中「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、同条第 4 号中「附則第 18 条第 2 項」を「附則第 18 条第 7 項」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 3 号中「附則第 17 条第 6 号イ」を「附則第 17 条第 8 号イ」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 住宅用地 法附則第 17 条第 3 号
- (4) 商業地等 法附則第 17 条第 4 号

附則第 11 条の 2 の見出しを「(平成 19 年度又は平成 20 年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第 1 項中「平成 16 年度分」を「平成 19 年度分」に、「平成 17 年度分」を「平成 20 年度分」に改め、同条第 2 項中

「平成 16 年度適用土地」を「平成 19 年度適用土地」に、「平成 16 年度類似適用土地」を「平成 19 年度類似適用土地」に、「平成 17 年度分」を「平成 20 年度分」に改める。

附則第 12 条の前の見出し中「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、同条を次のように改める。

第 12 条 宅地等に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては 10 分の 8、商業地等にあつては 10 分の 6 を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該

住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「住宅用地据置固定資産税額」という。)を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固

定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

附則第12条の2を次のように改める。

第12条の2 削除

附則第12条の3中「（平成15年法律第9号）附則第13条」を「（平成18年法律第7号）附則第15条」に、「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第1項中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、「固定資産税の課税標準額」の次に「（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じ

て得た額)」を加える。

附則第 13 条の 3 を次のように改める。

第 13 条の 3 削除

附則第 14 条中「附則第 12 条、第 12 条の 2 」を「附則第 12 条」に改める。

附則第 15 条の 2 第 1 項中「附則第 12 条第 1 項」を「附則第 12 条第 1 項から第 6 項まで」に、「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「平成 15 年 1 月 1 日から平成 17 年度 12 月 31 日まで」を「平成 18 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項第 1 号中「法附則第 20 条に規定する宅地評価土地」を「宅地及び法附則第 17 条第 4 号に規定する宅地比準土地」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 31 条の 3 第 4 項」を「附則第 31 条の 3 第 3 項」に、「第 1 項又は第 2 項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 5 項とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「平成 15 年 7 月 1 日」を「平成 18 年 7 月 1 日」に、「2,977 円」を「3,298 円」に改め、同条第 2 項中「平成 15 年 7 月 1 日」を「平成 18 年 7 月 1 日」に、「1,412 円」を「1,564 円」に改める。

附則第 20 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等については、第 33 条及び第 34 条の 3

の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第 1 号の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に 100 分の 5 の税率から同法第 3 条の 2 の 2 第 1 項に規定する限度税率（第 3 項において「限度税率」という。）を控除して得た率に 5 分の 3 を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第 3 項の規定の適用を受ける場合には、100 分の 3 の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 20 条の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第 34 条の 7、第 34 条の 8 第 1 項及び附則第 7 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額並びに附則第 20 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 20 条の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第 3 条の 2 第 16 項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第 18 項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第 22 項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第 24 項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」

とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- (5) 附則第 21 条第 4 項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第 20 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第 33 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に 100 分の 5 (平成 20 年 3 月 31 日までに支払を受けるべきものにあつては、100 分の 3)の税率から限度税率を控除して得た率に 100 分の 68(同日までに支払を受けるべきものにあつては、3 分の 2)を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第 3 条の 2 の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合には、100 分の 3.4(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100 分の 2)の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含

む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の7、第34条の8第1項及び附則第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第21条第4項の規定の適用については、同項中「除く。)の額」とあるのは、「除く。)の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合

(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の8第1項の規定の適用については、同項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、「法第37条の3」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第95条の改正規定及び附則第16条の2の改正規定並びに附則第4条の規定 平成18年7月1日
- (2) 第57条及び第59条の改正規定 平成18年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の伊勢市市税条例(以下「新条例」という。)第24条第2

項及び附則第 5 条第 1 項の規定は、平成 18 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 17 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成 18 年度分の個人の市民税に限り、平成 18 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の伊勢市市税条例（以下この項及び次条において「旧条例」という。）第 24 条第 2 項の規定に該当する者であり、かつ、当該年度分の旧条例第 36 条の 2 第 1 項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者で、施行日において新たに当該年度分の新条例第 36 条の 2 第 1 項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の規定の適用については、同項中「3 月 15 日」とあるのは、「平成 18 年 4 月 30 日」とする。

3 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めのある場合を除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 18 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 17 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 57 条及び第 59 条の規定は、平成 19 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 18 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 18 年 1 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に新築された旧条例附則第 10 条の 2 第 3 項に規定する貸家住宅については、平成 19 年度

分の固定資産税に限り、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 平成18年7月1日(次項及び第3項において「指定日」という。)

前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき 321円

(2) 新条例附則第16条の2第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につ

き 152 円

- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 18 年総務省令第 60 号）別記第 2 号様式による申告書を指定日から起算して 1 月以内に市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 19 年 1 月 4 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。第 6 項において「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第 2 項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 19 条、第 94 条第 2 項、第 98 条第 4 項及び第 5 項並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、新条例第 19 条中「第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、」とあるのは「伊勢市市税条例の一部を改正する条例（平成 18 年伊勢市条例第 41 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 18 年改正条例」という。）附則第 4 条第 4 項、」と、同条第 2 号及び第 3 号中「第 98 条第 1 項若しくは第 2 項」とあるのは「平成 18 年改正条例附則第 4 条第 3 項」と、新条例第 94 条第 2 項中「前項」とあるのは「平成 18 年改正条例附則第 4 条第 2 項」と、新条例第 98 条第 4 項中「施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式」とあるのは「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 18 年総務省令第 60 号）別記第 2 号様式」と、同条第 5 項中「第 1 項又は第 2 項」とあるのは「平成 18 年改正条例附則第 4 条第 4 項」と、新条例第 101 条第 2 項中「第 98 条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「平成 18 年改正条例附則第 4 条第 4 項」と読み替えるものとする。
- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの

うち、第 2 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第 99 条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 98 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市助役 阿 形 次 基

伊勢市条例第 42 号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成 17 年伊勢市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出し中「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、同項を次のように改める。

- 2 宅地等に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 20 項を除く。）又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

附則第 3 項から附則第 5 項までを次のように改める。

- 3 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては 10 分の 8、商業地等にあつては 10 分の 6 を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 20

項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 第 2 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、第 2 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が 0.8 以上のものに係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 2 項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該住宅用地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この項において「住宅用地据置都市計画税額」という。)を

超える場合には、当該住宅用地据置都市計画税額とする。

附則第 12 項の見出し中「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、同項中「(平成 15 年法律第 9 号)附則第 13 条第 1 項」を「(平成 18 年法律第 7 号)附則第 15 条第 1 項」に、「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 15 条第 3 項、第 17 項、第 18 項、第 39 項、第 41 項、第 45 項、第 48 項、第 49 項、第 51 項、第 52 項若しくは第 54 項から第 59 項まで」を「附則第 15 条第 2 項、第 15 項、第 16 項、第 35 項、第 37 項、第 41 項、第 44 項、第 45 項、第 47 項、第 48 項、第 50 項、第 51 項、第 52 項、第 53 項、第 54 項、第 55 項又は第 58 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 2 項及び第 3 項」を「附則第 2 項及び第 4 項」に、「附則第 2 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」」を「附則第 2 項、第 5 項及び第 6 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」」に、「附則第 25 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 2 項に、附則第 2 項から第 6 項まで及び前項」を「附則第 25 条第 7 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 7 項に、附則第 3 項及び第 5 項の「住宅用地」とは法附則第 17 条第 3 号に、附則第 3 項、第 6 項及び第 7 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号、附則第 5 項から第 8 項まで」に、「附則第 17 条第 6 号口」を「附則第 17 条第 8 号口」に、「附則第 6 項」を「附則第 8 項」に、「附則第 18 条第 2 項」を「附則第 18 条第 7 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項の前の見出し及び同項を削る。

附則第 8 項を附則第 10 項とする。

附則第 7 項を附則第 9 項とする。

附則第 6 項の見出し中「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、同項中「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、「都市計画税の課税標準額」の次に「(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)」を加え、同項を附則第 8 項とする。

附則第 5 項の次に次の 2 項を加える。

- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 2 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 2 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、平成 18 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 17 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。